資料5

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

障害児通所支援開設前説明会

障害者虐待の防止と対応について

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

本日の内容

○障害福祉サービス事業所等が虐待防止に取り組む意義

○障害者虐待防止法について

○川崎市での対応について

○障害者虐待の対応状況（国・市）について

障害福祉サービス事業所等が虐待防止に取り組む意義

○障害者の権利利益を守るため。　→尊厳・自立・社会参加

○指定事業所として、自分の事業所での虐待を防止・早期対応する。

・事業種別に関わらず同様。

・相談系サービスでも実際に虐待が発生している。

○障害福祉サービス事業所等の特性上、虐待を受けたと思われる障害者を特に発見しやすい。

・（一般の人を含めて）全ての人に通報義務がある。

・中でも、障害者の福祉に職務上関係のある人は、虐待を発見しやすい立場にあるとされている。

○虐待を受けた障害者の本人支援を行うチームの一員として、支援を行う。

障害者虐待防止法の概要（１）

○正式名称

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

○成立・施行等

平成２３年６月成立・公布、平成２４年１０月１日施行

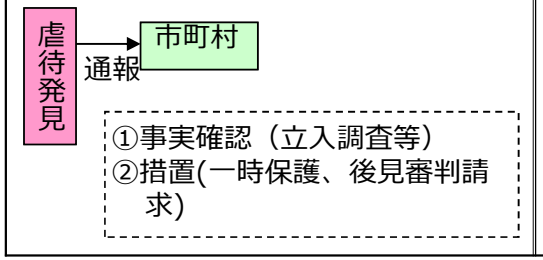
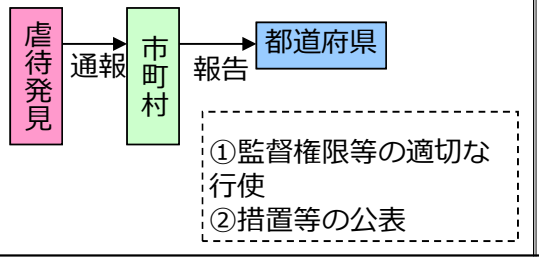
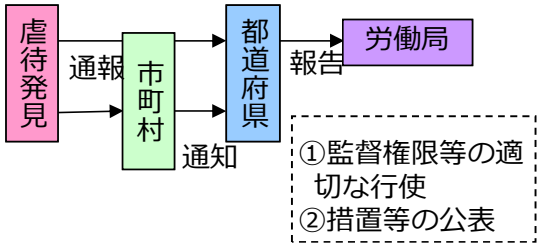
○目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

障害者虐待防止法の概要（２）

1　何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2　「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保	**[設置者等の責務]**　当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	**[事業主の責務]**　当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
		

3　就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

※精神保健福祉法の一部改正により、令和６年４月から精神科病院の業務従事者から医療を受ける精神障害者への障害者虐待について、都道府県・政令市への通報義務等が設けられた。

障害者虐待防止法の概要（３）

○　市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
→川崎市では、各区役所・支所、健康福祉局各担当部署が市町村障害者虐待防止センターの機能を有する。

○　市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

○　国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
→成年後見制度利用支援事業
→川崎市成年後見支援センター（中核機関）

障害者虐待防止法における用語の定義

○「障害者」とは

身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

※手帳の有無、サービス利用の有無、年齢に関わらない。

○ 「障害者虐待」とは

①養護者による障害者虐待

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

※訪問系サービス、相談系サービス、一部の地域生活支援事業、障害児通所・相談等幅広い事業が含まれる。

③使用者による障害者虐待

○障害者虐待の類型

①身体的虐待

②性的虐待

③心理的虐待

④放棄・放置（ネグレクト）

⑤経済的虐待

区　分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	① 暴力的行為 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】 ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。など ③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】 ・車いすやベッドなどに縛り付ける ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

「障害者虐待の防止と対応の手引き」障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）より

区　分	内 容 と 具 体 例
心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 【具体的な例】 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など ② 侮辱的な発言、態度 【具体的な例】 ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など ③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】 ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など

「障害者虐待の防止と対応の手引き」障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）より

区　分	内 容 と 具 体 例
放棄・放置 （ネグレクト）	① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 【具体的な例】 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。など ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】 ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 【具体的な例】 ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

「障害者虐待の防止と対応の手引き」障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）より

区　分	内 容 と 具 体 例
心理的虐待	④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為 【具体的な例】 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。など ⑤ 交換条件の提示 【具体的な例】 ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。 ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為 【具体的な例】 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動 【具体的な例】 ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

「障害者虐待の防止と対応の手引き」障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）より

区　分	内 容 と 具 体 例
性的虐待	○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】 ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

「障害者虐待の防止と対応の手引き」障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）より

区　分	内 容 と 具 体 例
経済的虐待	○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

「障害者虐待の防止と対応の手引き」障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）より

虐待防止法制の対象範囲

所在場所／年齢	在宅（養護者・保護者）	福祉施設 <障害者総合支援法> 障害福祉サービス事業所 入所系、日中系、訪問系、GH等含	福祉施設 <障害者総合支援法> 一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所	福祉施設 <介護保険法> 高齢者施設等 入所系、通所系、訪問系、居住系等含	福祉施設 <児童福祉法> 障害児通所支援事業所 児童発達支援、放課後等デイ等	福祉施設 <児童福祉法> 障害児入所施設等（※３）	福祉施設 <児童福祉法> 障害児相談支援事業所	企業	学校 病院 保育所
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援（都道府県）（※１）	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使（都道府県・市町村）	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使（都道府県・市町村）		**障害者虐待防止法（省令）** ・適切な権限行使（都道府県・市町村）	児童福祉法 ・適切な権限行使（都道府県）	**障害者虐待防止法（省令）** ・適切な権限行使（都道府県・市町村）	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使（都道府県労働局）	**障害者虐待防止法** ・間接的防止措置（施設長・管理者）
18歳以上65歳未満	**障害者虐待防止法** ・被虐待者支援（市町村）			【特定疾病40歳以上】 高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使（都道府県・市町村）	【20歳まで】（※２）	【20歳まで】（※４）			
65歳以上	**障害者虐待防止法** 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援（市町村）								

※１　養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。
※２　放課後等デイサービスのみ
※３　小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法）
※４　児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

通報義務・通報者の保護

○障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にある。

・（一般の人を含めて）全ての人に通報義務がある。

・中でも、障害者の福祉に職務上関係のある人は、虐待を発見しやすい立場にあるとされている。

第六条 第二項　障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

○通報者は保護される。

・守秘義務違反を理由に通報させない対応は誤り。

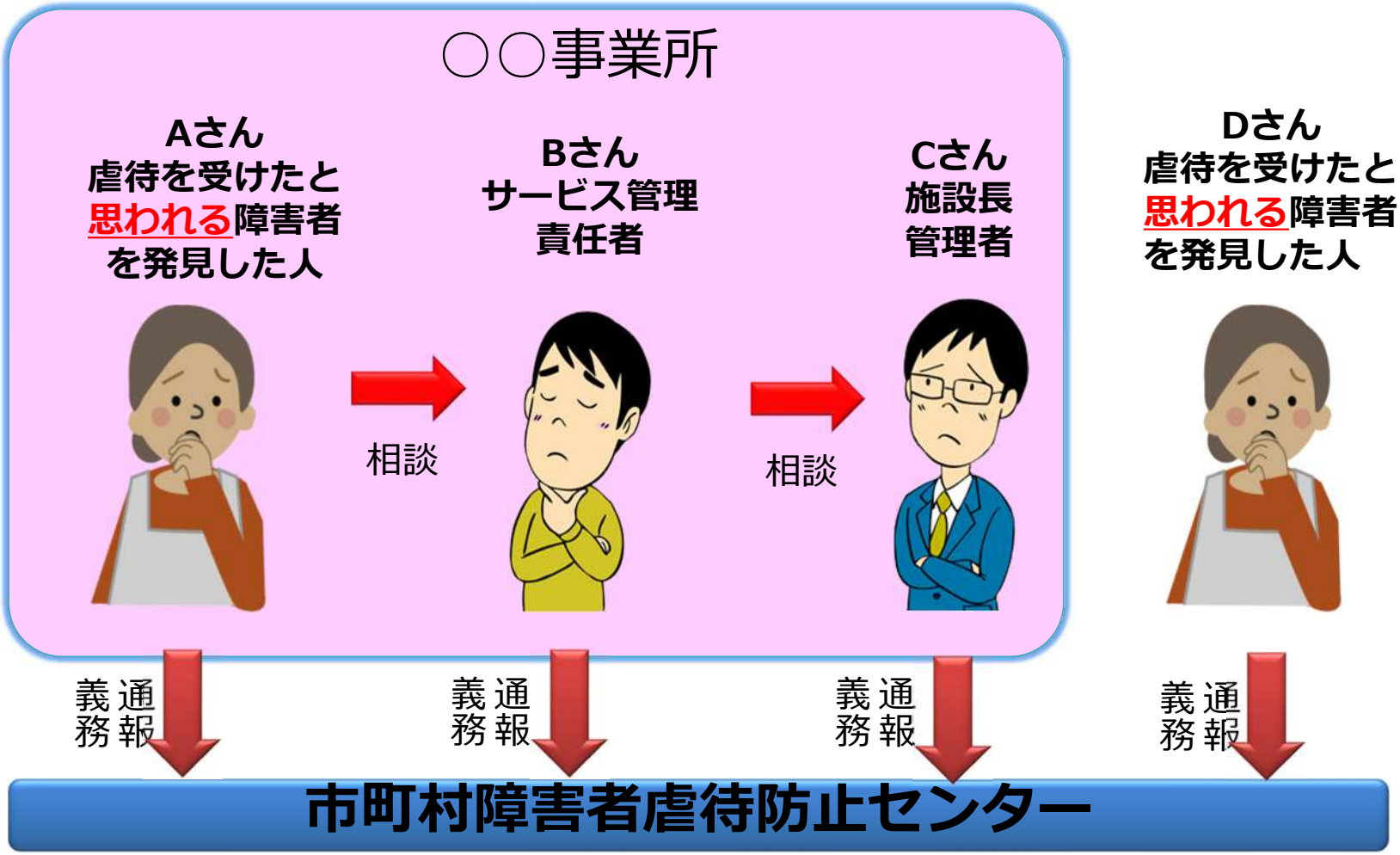
・通報した職員に不利益な扱いをしてはいけない。

第十六条３　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

４　障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

通報義務のイメージ

・Aさん・Bさん・Cさん・Dさん全員に通報義務がある。



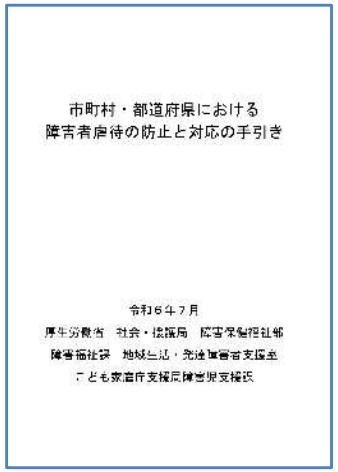
川崎市における障害者虐待への対応

通報・届出を受付後、内容や事業所種別等により担当部署が対応を中心となり、
各関係機関等と連携して対応を行います。

	養護者 による障害者虐待	障害福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者 による障害者虐待
通報・届出の受付	**障害者虐待通報・届出受付専用ダイヤル （044-200-0193／FAX 044-200-0361）** または、下記の各担当部署		
担当部署（虐待者への対応、権限行使等）	各区地域みまもり支援センター高齢・障害課	健康福祉局各担当部署	健康福祉局障害計画課が一次的な聞き取り等 →都道府県を経由して労働局へ通知
（参考）障害者への生活支援	各区地域みまもり支援センター高齢・障害課等	各区地域みまもり支援センター高齢・障害課等	各区地域みまもり支援センター高齢・障害課等

関連する取組・参考資料等について

国の手引き



障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
（厚生労働省・こども家庭庁）
※令和8年9月時点で、令和6年7月発行が最新

職場内研修資料



この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

厚生労働省HPに掲載

成年後見制度・利用推進事業

制度については川崎市成年後見支援センター、最高裁判所・各家庭裁判所のHP等を参照



パンフレット





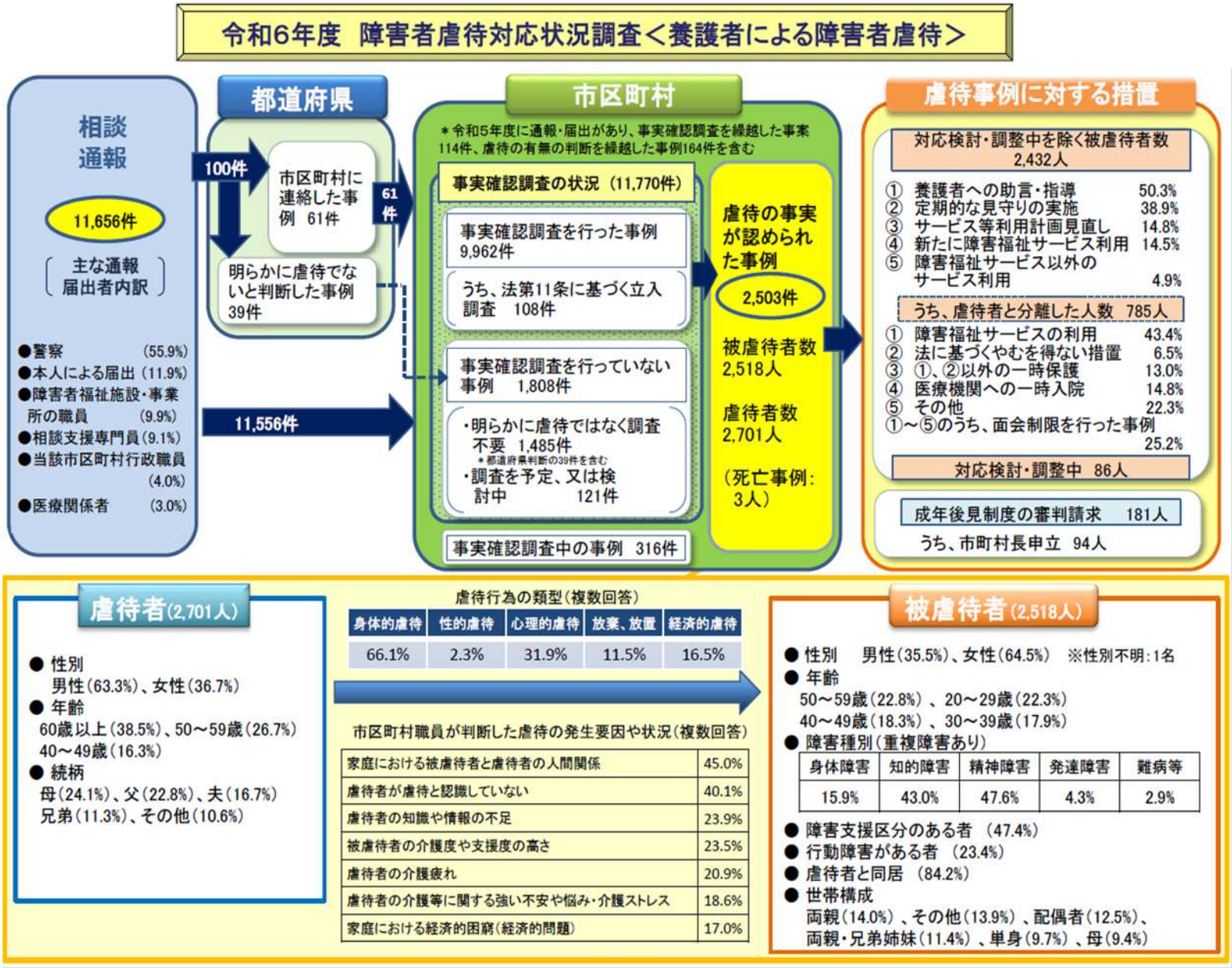
全国虐待通報統計

令和6年度　都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

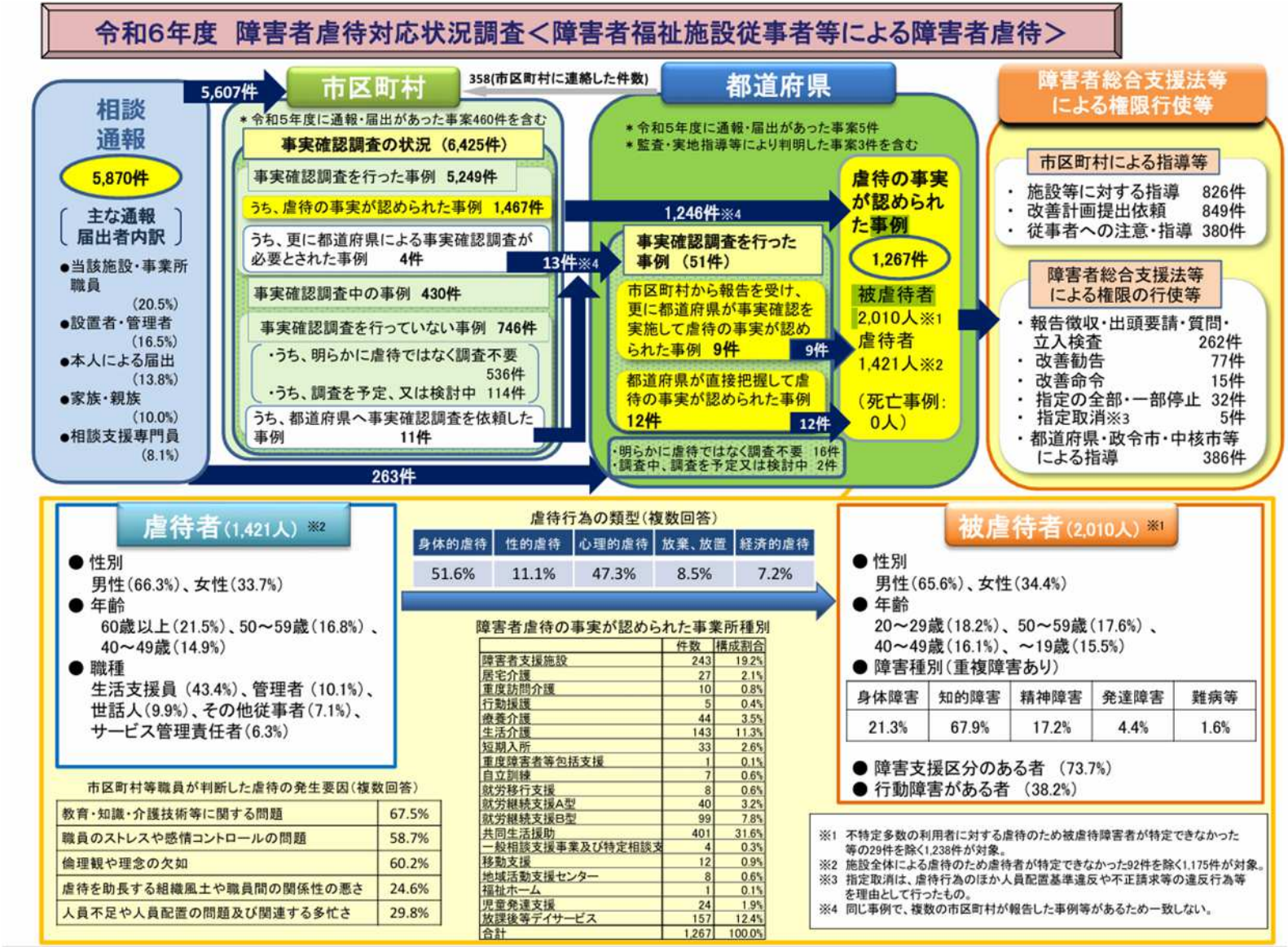
	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待	（参考） 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)	
市区町村等への 相談・通報件数	11,656件 (9,972件)	5,870件 (5,618件)	都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数	1,593事業所 (1,512事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,503件 (2,283件)	1,267件 (1,194件)	都道府県労働局による虐待が認められた事業所数	434件 (447件)
被虐待者数	2,518人 (2,285人)	2,010人 (2,356人)	被虐待者数	652人 (761人)

「令和６年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」
（令和７年12月24日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室報道発表資料）を参考に障害計画課作成。
※令和６年４月１日から令和７年３月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
（　）内については前回調査（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）のもの。

養護者虐待詳細（全国）


令和6年度　障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
相談
通報
11,656件
主な通報
届出者内訳
●警察　(55.9%)
●本人による届出（11.9%）
●障害者福祉施設・事業所の職員　(9.9%)
●相談支援専門員（9.1%）
●当該市区町村行政職員　(4.0%)
●医療関係者　(3.0%)
都道府県
100件
市区町村に連絡した事例　61件
61件
明らかに虐待でないと判断した事例　39件
11,556件
市区町村
＊令和5年度に通報・届出があり、事実確認調査を繰越した事案114件、虐待の有無の判断を繰越した事例164件を含む
事実確認調査の状況（11,770件）
事実確認調査を行った事例　9,962件
うち、法第11条に基づく立入調査　108件
事実確認調査を行っていない事例　1,808件
・明らかに虐待ではなく調査不要　1,485件
＊都道府県判断の39件を含む
・調査を予定、又は検討中　121件
事実確認調査中の事例　316件
虐待の事実が認められた事例
2,503件
被虐待者数
2,518人
虐待者数
2,701人
（死亡事例：3人）
虐待事例に対する措置
対応検討・調整中を除く被虐待者数　2,432人
① 養護者への助言・指導　50.3%
② 定期的な見守りの実施　38.9%
③ サービス等利用計画見直し　14.8%
④ 新たに障害福祉サービス利用　14.5%
⑤ 障害福祉サービス以外のサービス利用　4.9%
うち、虐待者と分離した人数　785人
① 障害福祉サービスの利用　43.4%
② 法に基づくやむを得ない措置　6.5%
③ ①、②以外の一時保護　13.0%
④ 医療機関への一時入院　14.8%
⑤ その他　22.3%
①～⑤のうち、面会制限を行った事例　25.2%
対応検討・調整中　86人
成年後見制度の審判請求　181人
うち、市町村長申立　94人
虐待者（2,701人）
● 性別
男性（63.3%）、女性（36.7%）
● 年齢
60歳以上（38.5%）、50～59歳（26.7%）
40～49歳（16.3%）
● 続柄
母（24.1%）、父（22.8%）、夫（16.7%）
兄弟（11.3%）、その他（10.6%）
虐待行為の類型（複数回答）
身体的虐待　性的虐待　心理的虐待　放棄、放置　経済的虐待
66.1%　2.3%　31.9%　11.5%　16.5%
市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係　45.0%
虐待者が虐待と認識していない　40.1%
虐待者の知識や情報の不足　23.9%
被虐待者の介護度や支援度の高さ　23.5%
虐待者の介護疲れ　20.9%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス　18.6%
家庭における経済的困窮（経済的問題）　17.0%
被虐待者（2,518人）
● 性別　男性（35.5%）、女性（64.5%）　※性別不明：1名
● 年齢
50～59歳（22.8%）、20～29歳（22.3%）
40～49歳（18.3%）、30～39歳（17.9%）
● 障害種別（重複障害あり）
身体障害　知的障害　精神障害　発達障害　難病等
15.9%　43.0%　47.6%　4.3%　2.9%
● 障害支援区分のある者　（47.4%）
● 行動障害がある者　（23.4%）
● 虐待者と同居　（84.2%）
● 世帯構成
両親（14.0%）、その他（13.9%）、配偶者（12.5%）、
両親・兄弟姉妹（11.4%）、単身（9.7%）、母（9.4%）

障害者福祉施設従事者虐待詳細（全国）



川崎市における障害者虐待への対応状況

	養護者による障害者虐待		障害者福祉施設従事者等による障害者虐待		使用者による障害者虐待	
	相談・通報	虐待判断	相談・通報	虐待判断	相談・通報	虐待判断
令和6年度	２９３	８１	１１９	２２	8	–
令和5年度	１３８	６７	６７	１２	9	–
令和4年度	１２９	４６	８１	１６	１１	–

※使用者虐待については、本市が通報・届出を受けたもののみ。

通報は、すべての人を救う

- **利用者の被害を最小限で食い止めることができる。**
- **虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。**
- **理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。**
- **虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。**

日本社会事業大学専門職大学院　曽根直樹氏